

## 日野保育園 重要事項の概要

令和7年10月

### 1 保育園の概要

名称	社会福祉法人のぎく会 日野保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒191-0002 東京都日野市新町一丁目5-6						
管理者氏名	施設長 野原 久代						
開設年月日	1951年 3月						
連絡先	電話番号：042-581-0249 FAX番号：042-581-4327						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ■延長保育 ■乳児（0歳児）保育						
利用定員	3号認定			2号認定			
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	9人	16人	18人	19人	19人	19人	100人
建物の規模	5歳児保育室42.0m <sup>2</sup> ・4歳児保育室45.5m <sup>2</sup> ・3歳児保育室45.5m <sup>2</sup> 2歳児保育室42.0m <sup>2</sup> ・1歳児保育室56.59m <sup>2</sup> ・0歳児保育室48.45m <sup>2</sup> サンルーム28.15調理室25.74m <sup>2</sup> ・その他24.84m <sup>2</sup> 総延べ面積530.22m <sup>2</sup>						

### 2 設置者の概要

名称	社会福祉法人のぎく会					
所在地	〒191-0002 東京都日野市新町一丁目5-6					
代表者氏名	理事長 野原 久代					
連絡先	電話番号：042-581-0249					
設立年月日	1980年 12月					

### 3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	パート	派遣	備考
施設長	1名				
保育士	10名	2名	7名	4名	
栄養士	3名				
調理員				1名	
看護師	1名				
事務員	1名				
嘱託医		1名			あきのこどもクリニック
嘱託歯科医		1名			藤本歯科医院
その他			6名	3名	保育補助

◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

#### 4 保育園の目的及び運営方針

目的	児童福祉法第24条に基づき、日々保育を必要とする乳幼児を保護者の委託を受けて保育することが目的の施設です。	
クラス スローガン	0歳児（つぼみ）	笑って 泣いて いっぱい 大きくなろう！
	1歳児（たんぽぽ）	楽しいこといっぱい 泣いてもいいよ 先生いるから大丈夫!!
	2歳児（もも）	自分でやってみよう たくさんチャレンジ!!
	3歳児（ゆり）	えがおのはなを さかせましょう♪
	4歳児（うめ）	ケンカしたって大丈夫!! 友達とたくさんお話ししよう
	5歳児（さくら）	一人のためにみんなが みんなのために一人が がんばろう！
運営及び 保育方針等	<p>&lt;基本理念&gt;</p> <p>わたしたちは、子どもと保護者の応援団です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 野に咲く花のような根っこ（生きる力）を育てます。</li> <li>2. 子どもと親の心のつながり作りを応援します。</li> <li>3. 今まで培った歴史・伝統を土台に、共に励ましあって向上していく職員が支えます。</li> </ol> <p>&lt;バリュー（大切の考え方）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども自身が成長する力を信じ保護者と職員がともに見守り、育みます。</li> <li>●子どもの視点に立って喜びや楽しさなどを共に感じられる保育を大切にします。</li> <li>●人間（動植物）との触れ合いの中で思いやりの心や命の大切さを伝えます。</li> <li>●大人が手本となり、子どもが社会性を身につけていくことを大切にします。</li> <li>●職員の仕事に対する姿勢は、常に子どもを中心と考えて行動します。</li> </ul>	

#### 5 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

##### （1）開園日

◆月曜日から土曜日

##### （2）開園時間

◆7：00から19：00まで（18：01から19：00は延長保育時間）

保育標準時間認定	7：00から18：00（最長11時間／日）
保育短時間認定*	9：00から17：00（最長8時間／日）
上記の時間外での保育	上記の時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は延長保育をご利用下さい。 延長保育時間 18：01から19：00

\*9：00前と17：00以降の保育はできません。

原則、延長保育はできません。また、特例もありません。

◆保育の必要量は、「最長で保育園等を利用できる時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

### (3) 休園日

#### ◆日曜日

◆国民の祝日に関する法律に規定する休日

◆年末年始 12月29日～翌年の1月3日

※非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。（登園前に災害に関する警戒宣言が発令された場合など。）

## 6 保護者の負担について（利用料金等）

#### ◆延長保育料

利用時間	延長保育料金
18:01～18:30	300円（×日数）
18:31～19:00	400円（×日数）

- 延長保育は登録制です。
- 登録は0歳児クラスからできます。
- 登録されていない方が利用された場合、30分ごとに1,000円徴収いたします。
- 19:00以降の延長保育は実施していません。万が一19:00を過ぎた場合は30分ごとに2,000円徴収いたします。
- また、再三の注意にもかかわらず19:00を過ぎる場合は延長そのものを取り消す場合があります。
- 電車遅延の場合でも基本的には徴収いたします。

#### ◆副食費

3・4・5歳児は月末に集金袋を配布しますので、現金を入れて毎月10日までにお支払い下さい。

4500円/月

#### ◆その他

かばん（リュックサック）	5,060円
--------------	--------

2～5歳児が使用します。園推奨のものがあります。

業者に注文することも可能です。

## 7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。	
	◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。	
救急・消防	管轄	日野消防署
	所在地	日野市神明2-14-3
	連絡先	042-581-0199

警察	管轄	日野警察署
	所在地	日野市日野590
	連絡先	042-586-0110
嘱託医	名称	あきのこどもクリニック
	嘱託医名	秋野 実咲
	所在地	日野市栄町1-5-11 ウエストメゾン1階
	連絡先	042-581-2525
嘱託歯科医	名称	藤本歯科医院
	嘱託医名	藤本 晋一
	所在地	日野市日野本町3-6-16
	連絡先	042-581-3573

## 8 非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報）、玄関扉電気錠、警備保障
防災設備	児童火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消化器
消防計画 届出年月日	日野消防署 平成30年7月11日
防火管理者	園長 野原 久代
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆総合防災訓練（引渡訓練を含む）：毎年1回実施
災害発生時 の対応等	保護者の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否 情報メール	●災害時において、園から緊急連絡メールで安否情報や避難場所などお知らせします。入園後、登録方法をお知らせします。必ず登録するようにして下さい。アドレスの変更があった場合は再度各自で登録をお願いします。  ●NTTが開設する災害用伝言ダイヤル「171」も利用します。災害用伝言ダイヤル「171」をダイヤルし、保育園が【お子様の安否状況等】を登録します。保護者の方は、災害用伝言ダイヤル「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って保育園の番号042-584-4032をダイヤルするとメッセージが聞けます。
避難場所	第一避難場所 日野保育園園庭 (日野市新町1-5-6)
	第二避難場所 日野市立東光寺小学校 (日野市新町3-24-1)
	洪水時避難場所 日野市立日野第三小学校 (日野市日野台2-1-1)

## 9 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

### 【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

## 10 苦情解決について

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。

### <苦情解決の流れ>

- ◆保育園の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭または文書）の二通りがあります。
- ◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に言えるようになります。

### ① 保育園

受付担当	内田 裕子（役職：主任）
解決責任者	野原 久代（役職：園長）

### ② 第三者委員

氏名	平 清太郎
連絡先	042-591-2315
氏名	松浦 信平
連絡先	042-599-7651

## 11 賠償責任保険等の加入

損害賠償 責任保険	生産物賠償責任保険 火災保険	賠償責任保険
--------------	-------------------	--------

### 【日本スポーツ振興センターの災害共済給付について】

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなどの保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

## 12 個人情報保護について

### ◎ 適切な保育サービスの提供のために利用します。

- ・保護者との連絡と状態及び状況説明のために利用します。
- ・園児の健康維持及び増進のために利用します。
- ・園児（保護者）から依頼された相談、調整、サービス提供のために利用します。
- ・園児（保護者）の病状の急変等による関係機関への連絡（かかりつけ院等）のために利用します。
- ・園児（保護者）に関わる他の事業所や地域福祉活動団体との連携のために利用します。
- ・保育内容の検討のために利用します。
- ・園児（保護者）への保育サービス向上のために利用します。

### ◎ 保育業務のために利用します。

- ・請求書に関する事務及びその委託のために利用します。

### ◎ 当事業所の管理運営業務のために利用します。

- ・入園、退園等の管理のために利用します。
- ・会計、経理、利用料の請求業務のために利用します。
- ・苦情、事故等の連絡報告のために利用します。

### ◎ サービスや業務の維持、改善のための基礎資料として利用します。

### ◎ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談、届け出等に利用します。

### ◎ 学生等の実習への協力のために利用します。

### ◎ 外部指導監査きかんへの情報提供のために利用します。

### ◎個人情報の開示の要請があれば対応いたします。